

別記

様式第一号（第四条、第九十一条の二、第九十一条の八十関係）

(一) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（ 医薬部外品 ）製造販売業許可申請書	
農林水産大臣 殿	令和●年●月●日
大臣の個人名は記載不要	不要な項目は二重線で削除（以降も同様）
登記事項証明書どおりに記載 （一丁目二番一号→1-2-1等の表記揺れは可）	郵送の場合は投函日を、持ち込みの場合は持ち込む日を記載
	住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 氏名 株式会社 農水薬事 代表取締役社長 農水 太郎
	代表者直筆の署名・押印は不要
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により動物用医薬品（ 医薬部外品 ）製造販売業の許可を受けたいので、下記により申請します。	
記	
1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地 株式会社農水薬事 霞が関事業所 東京都千代田区霞が関□-□-□	受けようとする総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地を記載
2 受けようとする許可の種類 第一種動物用医薬品製造販売業許可	許可の種類を正確に記載
3 薬事に関する業務に責任を有する役員の名 農水 太郎 農水 花子	申請者が法人の場合、その分掌する業務の範囲に薬事に関する業務が含まれる役員氏名を記載（役職名は任意）
4 医薬品等総括製造販売責任者の氏名及び住所（医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあっては、その者を含む。） 農林 一郎 埼玉県さいたま市中央区新都心△-□-〇	
5 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無 該当しない	
6 参考事項 (1) 他の種類の製造販売業許可 動物用医薬部外品製造販売業許可 (2) 連絡先 担当者：農林 二郎	動物用において他の製造販売業許可を取得している場合は、当該製造販売業許可の種類及び許可番号を記載 ※人用の許可についての記載は不要

電話番号：03-x x x-x x x x

E-mail：xxxxx@xxxx. xx. jp

株式会社 農水薬事 霞が関事業所

東京都千代田区霞が関□-□-□

担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、
許可証等を返送する住所を記載

(日本産業規格 A 4)

備考

- 1 記の2には、該当する法第12条第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 記の3には、法人である場合に記載すること。
- 3 記の4には、医薬品等総括製造販売責任者が他の薬事に関する役員を兼務するとき又は申請者が自らこれに従事するときは、その旨を記載すること。また、医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあっては、医薬品等総括製造販売責任者及び医薬品等総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名をそれぞれ記載すること。
- 4 記の5には、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 5 申請者が他の種類の製造販売業の許可を受けている場合には、記の6に当該許可の種類及び許可番号を記載すること。
- 6 申請書は、正副2通を提出すること。

その他の注意事項

- 提出書類は正副2部必要です。
- 申請書だけでなく、添付書類も2部ご提出ください。
 - ※正本に添付する証明書類（登記事項証明書等）は原本を添付してください。
 - ※副本となる申請書及び添付書類は写しで差し支えありません。
- 手数料は登録免許税で納付してください。（収入印紙は不可）
- 登録免許税の納付に係る領収証書（原本）は、申請書の裏面又は余白に貼付してください。
 - ※申請書の記載箇所に貼り付けないようご注意ください。
- 他の申請等ですでに農林水産大臣あてに提出済みの書類を添付省略する場合は、参考事項欄に次の事項を記載してください。
 - ①省略する書類の名称
 - ②省略書類と同一内容の書類を提出している申請書（届出書）の種類及びその申請（届出）年月日
 - ③②の申請（届出）に係る許可（登録）の種類及びその許可（登録）番号（申請中のときは、受けようとする許可等の種類を記載）
- ホチキス留めはしないでください。
- 申請書控えが必要な場合は、控え用の申請書及び控え書類を返送するための返信用封筒も添付をお願いします。
 - ※返信用封筒には切手の貼付が必要です。